

2018年6月 結社の自由委員会報告書

非正規公務員の労働基本権問題を取り上げる！

安田 真幸（連帯労働者組合・杉並）

6月のILO総会終了後間もなく、「結社の自由委員会の中間報告書」がILOホームページで公開された。英文164Pにも及ぶ膨大なものだ。日本関係だけでも12Pにわたる。「グーグルくん」と相談しながら四苦八苦して内容理解に努めた。

＜画期的な成果！！＞

非正規自治体公務員の労働基本権剥奪問題が真正面から取り上げられたことである。

◆以下に原文と「グーグルくん」翻訳文とを引用する

D. The Committee's conclusions

414. Additionally, the Committee notes the complainants' specific allegations on various issues at both national and local levels such as working time, wage fixing and the increasing recourse to part-time or temporary employment of public service employees.

The complainants hold the matters as a direct result of the denial of the right to organize of public service employees.

The Committee notes in particular the indication that the Bill on the Partial Amendment of the Local Public Service Act and Local Autonomy Act enacted on 11 May 2017, which aimed at limiting the use of part-time staff on permanent duties, will now have the effect of increasing the workers stripped of their basic labour rights and thus heightening the urgency of addressing this matter.

The Committee also notes the Government's reply on the issues raised.

D. 委員会の結論

414. さらに、委員会は、勤労時間、賃金の固定、公務員のパートタイムまたは臨時雇用への依存度の高まりなど、国内および地方レベルでの様々な問題に関する申立人の具体的な主張について留意する。

申立人は、公務員を組織する権利の否認の直接の結果として、その問題を抱えている。

委員会は特に、恒久的な職務のパートタイム職員 (part-time staff on permanent duties) の使用を制限することを目的とした2017年5月11日に制定された地方公務員法および地方自治法の一部改正法案が、労働者の基本的権利 (basic labour rights) を剥奪して、この問題に対処する緊急性を高めている

(heightening the urgency) ことに留意する。

委員会はまた、提起された問題に関する政府の回答に留意している。

＜法改定の目的を的確に見抜いている！！＞

① 委員会は、法改定の目的を「恒久的な職務のパートタイム職員の使用を制限する」と判断している。私たちは「会計年度1年に雇用を限定していることを指す」と解釈している。国際基準では「パートだから有期雇用」は通用しない。無期雇用のパート職員が存在することが当然の前提であり、有期 or 無期は職務の性格によるからだ。この職務の性格を無視して、一律に「会計年度内」に押し込むことは許されない。

② 次に委員会は「この問題に対処する緊急性を高めている」と述べている。つまり、(非正規も含めた) 公務員の労働基本権問題の解決がいつそう緊急なものとなっていると判断しているのだ。私たちは非正規の労働基本権剥奪を止めることができが最大の目標であることを引き続きILOに訴えていきたい。

③ 最後に「政府の回答に留意している」とも述べている。これまでの政府回答は地公法改定による労働基本権剥奪問題について触れていない。このことから私たちは当初、追加の報告を求めていた。しかし調査したところ、この部分は言わば慣用句で「これまでの政府の回答についても留意していますよ」との意味だそうだ。残念！早トチリでした。

●総務省の「研究会報告書」書き換え疑惑！

▼ ILOカレンさんへの総務省説明資料を情報公開で入手した。「研究会報告書の概要ページ」が、「特別職であるために期末手当が支給できない」、「特別職任用は誤り」というように書き換えられていた。

▼7/26に議員秘書さんの仲介で、総務省・厚労省の担当者と約1時間面談した。驚くべき発言の連続だった。
①説明資料についての決裁文書はない、
②特別職任用は「違法」、
③労働基本権問題については検討していない、
④代償措置に「身分保障」を入れなかつた理由は記憶していない、等々。

▼基調は「書き換えたわけではない」「よく分かるようになただけ」というもの。学識経験者も交えて検討してきた法改定であることを強調したいのだ。「違法」とまでいうなら是正すべきで、法改定は必要なかったはずだ。

非正規公務員の権益を守る条例・規則案について

官製ワーキングプア研究会理事
(公財)地方自治総合研究所研究員 上林陽治

地方公務員の臨時・非常勤職員は、2016年4月現在の総務省調査で、総数が約64万人である。過少見積りしている同調査でも、住民に身近な基礎自治体たる市区町村では、3人に1人は臨時・非常勤職員といわれる非正規公務員なのである。むしろ市区町村では、保育や図書館、各種相談業務のような非権力的な行政の仕事が多いからこそ、非正規化が進んだかもしれない。そして非正規公務員の4人中3人は女性で、公共サービス提供の重要な担い手となっている。

このような中、2017年5月、地方公務員法（以下、「地公法」という）と地方自治法（以下、「自治法」という）が改正されて一般職の会計年度任用職員制度が創設され、今後の非正規公務員の採用については、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員での任用を厳格化し、会計年度任用職員制度への移行を図り、あわせて、会計年度任用職員に期末手当の支給を可能とするというものであった。施行日は、2020年4月1日である。

非正規公務員に係る勤務条件制度は、地方自治体の人事担当者・組合関係者の労働法制・公務員法制に対する無知・誤解とも相まって、個々の団体ごとにまちまちで、このため総務省では、2017年8月23日、会計年度任用職員制度の導入に向けた準備作業を促進するため、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という）を定め、各地方自治体に通知した。

マニュアルの内容は、地公法・自治法の改正事項にとどまらず、給与・勤務時間・休日・休暇・休業・安全衛生、社会保険、服務等の多岐に渡るもので、法施行日までにこれらの事項について整備することを求めている。

マニュアルでは、法施行日までのスケジュールも示され、「各地方公共団体において会計年度任用職員制度を導入し、その募集活動を平成31（2019—筆者）年春頃に行う場合には、……条例に関しては遅くとも平成31年の2月（～3月）議会において提案し、その成立を図ることになります」と明記され、それまでの間に、「臨時・非常勤職員の実態を把握するとともに、会計年度任用職員の任用や勤務条件等の検討に着手し、職員団体との協議等を経て、平成30（2018年—筆者）年度には、これらの任用や勤務条件等を確定することが必要」としている。

平成30年度とは、今年度のことである。このリポートが発行されるのは、平成30（2018）年8月。条例制定・改正のリミットである平成31（2019）年2・3月議会まで半年しかない。

だが、会計年度任用職員の導入にむけて実態調査が進められ、任用や勤務条件の改善について検討され、当該非正規公務員との協議が行われ、新制度の説明がなされているのだろうか。また、株式会社ぎ

ょうせい（このネーミング自身が、行政の市場化を表わしているが、これは別の話）は、地方自治体向けに条例・規則（案）をセット販売し、多くの自治体は、これに丸投げすると思われる。

そこで、非正規公務員の待遇を改善し、正規公務員との格差を改善し、雇用を安定させ、彼らの権利と利益を守り、もって住民の福祉を増進させる公共サービスを充実させるために非正規公務員の権益を守る条例・規則案を、筆者の責任で作成し、これを公開することにした。無料である。

そのエッセンスは次の通りである。

○会計年度任用職員の給与ならびに報酬及費用弁償に関する条例・規則（案）

・給料水準の決定要素を因数分解すると、初任時給料・昇給（1年間の勤務実績を反映）・昇格（昇進を反映）になる。そこで①初任時は正規公務員の初任給決定号給と一致させる、②実質的な昇給となるよう、任期の更新のたびに、1年間勤務すれば1年分、10年勤務すれば10年分の経験を反映されるよう経験年数調整を実施する、③昇格はその機会が少ないので、たとえば主任等に昇進した場合は給料に3%分上積みする等の対応をする。

・手当の性格は、労基法上の手当、職務給的手当、生活給的手当等にその性格は分けられる。このうち労基法上の手当（時間外手当）は、必ず支給する。職務給的手当（給料の調整額や特殊勤務手当、勤勉手当）は、これを支給しないことは不合理な格差に該当するので必ず支給する。

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）

ポイントは休暇。正規公務員に適用される勤務時間・休暇条例を準用することで、休暇の制度化と有給化を実施する。これは東京都の現行の規則をモデルにした。

○会計年度任用職員の任用等に関する条例（案）

ポイントは4点。

①任期の設定にあたって空白期間を置かない取り扱い（第4条）、②公募を原則とするが、任期の更新の場合は、公募によらずに採用できる（第5条4項）、③在職期間が5年を超えた場合は、任命権者は任期の更新の申し出を拒否できない（5条6項）。④一会计年度を超えて設置される会計年度任用職員の職及び数を定める。定数化することにより、任期を実質的に無期化する。正規職員の会計年度任用職員化も防止する。

条例・規則（案）は、官製ワーキングプア研究会のホームページのトップに、PDF版で張り付けてある（<http://kwpk.web.fc2.com/index.html>）。

ご参照いただければ、幸いである。

最後まで戦う学者として

NPO法人働き方ASU-NETの森岡孝二代表理事が8月1日、慢性心不全で逝去されました。74歳の突然のお別れに、まだ呆然として受け止め切れていません。

ASU-NETは「なくそう！官製ワーキングプア大阪集会」の共催団体であり、集会で総括コメントなども引き受けて頂き、「この運動は、とても意義のある大事な運動だよ」と常に励まして頂きました。森岡先生は、ひたすらまともな働き方を労働者・社会的弱者の視点から、ぶれることなく追及され続けた生涯でした。



1996年に企業活動を監視する「株主オンブズマン」を結成し、会長として企業の在り方に鋭い提言をしき、その後「公益通報者保護法」制定の中心になりました。過労死家族とともに「過労死防止推進法」の制定に尽力され、「過労死問題連絡会」会長として労働時間問題、働き方改革について、つねに第一線で活動し高度プロフェッショナル制度には最後まで反対し続けて、何度も厚労省に足を運んでいました。

ASU-NETのホームページの森岡先生の連続エッセイ(第348回)は、関西大学の違法超勤労基申告解雇事件を厳しく糾弾する内容で、これが最後となりました。自分が長くいた大学だからこそ、この暴挙は許せなかったと思います。原告を支援する会の筆頭呼びかけ人となり、敢然と大学に立ち向かい、最後の最後まで「闘う学者」として私たちに決意を示してくれました。私たちはこの遺志を継いで裁判勝利を勝ち取っていきます。

天国では大好きだったバードウォッチングや俳句や釣りをのんびりと楽しんでください。ご冥福をお祈りします。

川西玲子

特定非営利活動法人・官製ワーキングプア研究会

2018年度定期総会を開催

6月14日(木)午後6時30分から、東京ウインズプラザ2階第1会議室で標記総会を開催しました。正会員110名のうち66(委任状出席49)名が出席、①2017年度事業報告及び決算(活動計算)報告、会計監査報告、②2018年度事業計画案及び活動予算案、③2018年度役員改選案、④定款変更案を提案、全員賛成で承認しました。

定款変更は、16年6月にNPO法が改定され「貸借対照表の公告」が18年10月から義務付けられ、公告方法のひとつに「電子公告(法人のHP等)」が挙げられ、そのためには「定款で定める必要」とされ、それに沿った手続きです。

理事・監事については、新理事に野村監事が、新監事に浜口さんが選任されました。以下、新役員です。

(理事) 白石孝、山本志都、上林陽治、竹信三恵子、野村修一、本多伸行、安田真幸、山下弘之、山室徳子 (監事) 玉城恵子、浜口正幸

<集会などのご案内>

◎「知ろう！考え方！公務非正規労働のこれから～地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえて&女性労働問題の視点から」

◆9月16日(日) 13:30~17:00 ◆明治大学駿河台キャンパス・グローバルフロント2階4021教室
◆参加費無料 ◆主催：社会運動ユニオニズム研究会 ※事前予約～名前、所属(任意)を9月15日までに、labornow@jca.apc.orgへ。

◎「貧困ジャーナリズム大賞2018」表彰式

◆9月18日(火) 19:00~21:00 ◆文京シビックセンター区民会議室5階会議室C

◎反貧困ネットワーク連続講座・第2回「生活困窮者自立支援の現場から」

◆9月21日(金) 18:30~20:30 ◆文京区民センター2階2A集会室
◆発言：服部貴子(豊中市委託社団法人元相談員) & 上林陽治(当会理事、公財・地方自治総合研究所研究員) ◆参加・資料代500円

◎なくそう！官製ワーキングプア大阪集会Vol.6 「公共サービスのあり方と担い手を考える－絶望的格差から希望の労働へ－」

◆10月13日(土) 10:00~16:40 ◆エルおおさか5階南館ホールほか
◆参加費500円

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2018年8月・第25号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403号 (JR・東京メトロ四ツ谷駅)

携帯電話：090-2302-4908/FAX：042(474)9520/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：<http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4枚の下2枚の表記に省略する場合があります。